

令和6年 第8回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会議名	令和6年 第8回 美瑛町農業委員会総会			
2 会議の日時	令和 6年 9月 2日 (月) 午前11時00分～午前11時11分			
3 会議の場所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	打 田 佳 史	2 番	荒 川 博 彦
	3 番	喜 多 順 一	4 番	平 間 初 美
	5 番	成 田 敦 志	6 番	真 田 佳 則
	7 番	森 平 敏 文	8 番	浦 島 貴 之
	9 番	有 富 友 昭	10 番	大 場 男
	11 番	長 谷 川 宏	12 番	佐 藤 千 代 志
	13 番	谷 口 学	14 番	上 村 昌 規
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (名)				
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4 報告第1号	農地法第41条第1項の規定に基づく通知について			
日程第5 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について			
日程第6 議案第1号	農用地利用集積計画(案)について(令和6年9月5日公告予定分)			
7 事務局	事務局長 栗原行可 係長 佐藤衡一			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 皆さんおはようございます。只今から令和6年第8回美瑛町農業委員会総会を開会致します。

本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席願います。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○只野会長 皆さん大変ご苦労さまです。もう9月に入りまして本格的な収穫時期となっておりますが、ここ最近天候が思わしくなく、急激な雷雨とかに見舞われている方も多数おられるかと思いません。今日は、変則的な時間となりました。実は審議事案が少なく、また現地確認も無いということで、11時からの開催となりました。

そして、今日が真田委員にとりまして最後の総会となります。真田委員は、農業委員を辞めても農友会のメンバーでもありますので、また12月には全員揃っての懇親会、大変楽しみにしているところでございます。

今日は本当に議題が少なく、ほぼ報告事項ですが、皆様からご意見があればお願いしたいと思います。

多分、短時間で終わるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。

○議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【なしの声】

- 議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、1番、打田委員、7番、森平委員を指名いたします。
- 議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。
1番、令和6年8月9日、令和6年第7回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外14委員が出席しております。
2番、同じく8月9日、令和6年度農地パトロールを実施し、町内9件10箇所を会長外14名で巡回いたしました。
3番、8月20日、令和6年第1回美瑛町立病院運営審議会が開催され、会長職務代理が出席しております。
以上です。
- 議 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議 長 次に日程第4、報告第1号、農地法第41条第1号の規定に基づく通知について、事務局から報告をお願いします。
- 事務局 はい、報告第1号 農地法第41条第1項に規定に基づく通知についてご説明します。
農地法第32条第3項の規定に基づき公示した農地について、2カ月間所有者等から申し出が無く、同法第41条第1項の規定に基づき農地中間管理機構へ通知したことを報告するものであります。
本件は、本年、第5回総会の議案第6号にて上程し、決定頂いた農地法第33条第1項に該当する所有者不明農地について、同法第32条第3項の規定に基づく公示をしてから2カ月間を経過し、所有者等から一切の申し出が無かったため、同法第41条第1項の規定に基づき農地中間管理機構である公益社団法人北海道農業公社へ通知したものであります。
今後は、農地中間管理機構において現地調査等を行ない、機構が利用権を得るため北海道知事への裁定より、農地中間管理事業を用いて賃貸借を行う予定です。
なお、賃貸借までに係るスケジュール的には約4～5ヶ月と聞いております。公示及び通知については議案2ページから4ページをご覧ください。以上で、説明を終わります。

○議 長 只今の報告第1号について、発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議 長 次に日程第5、報告第2号、農地法第18条第6号の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、番号1番から番号3番まで一括して事務局から報告をお願いします。

○事務局 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてでございます。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約の通知ありました、貸主、公益財団法人北海道農業公社、借主、XXXXXXXXXXさん外2件について報告をいたします。

番号1番につきましては、保有合理化事業に伴う賃貸借でしたが、この後売買になる予定です。ただ借主のほうは個人から法人のほうに移行になっているということから、解約が必要ということでの解約になってございまして、特に問題もなく、解約となって法人のほうの売買に繋がるという形になります。

番号2番と3番につきましては、この後議案第1号にて売買になる予定のものでございます。

今回提出されたこの3案件につきましては、通知書の記載内容等を確認しましたところ、土地引渡し6か月以内の書面合意ということございまして、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していることを報告いたします。以上でございます。

○議 長 只今の報告第2号、番号1番から番号3番までについて、発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議 長 次に日程第6、議案第1号、農用地利用集積計画、案について、令和6年9月5日公告予定分の件を議題とします。

議案第1号、番号1番から番号3番までの件については、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第1号の農地利用集積計画案についてでございます。令和6年第8回令和6年9月5日公告予定分となります。

それではXXXXXXXXXXさん外2件、改善組合了承済みから利用権の設定等、所有権移転3件について申出がありましたので、農

業経営基盤強化促進法附則令和4年5月27日、法律第56号、第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。

番号1番から2番につきましては、所有地処分による売買となります。

番号3番につきましては、報告第2号で解約になった農地の売買となるものでございます。

以上、設定を受ける者3件3名、設定をする者3件3名、田6筆36,130平米、畑10筆98,616平米、計16筆134,746平米です。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第1号、番号1番から番号3番までの件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは、採決いたします。
議案第1号、番号1番から番号3番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 以上で、本日の議案の審議及び報告事項は、全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和6年、第8回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和6年9月2日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

打 田 佳 史

美瑛町農業委員

森 平 敏 文